

(別紙1) 孤独・孤立対策の取組 (イメージ)

孤独・孤立対策の取組 (イメージ) ① 声を上げやすい・相談しやすい環境整備

- 孤独・孤立対策においては、他人や制度に頼ることについて、よくないことであるという認識を持ったり、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識する、いわゆるステイグマを解消して、当事者等が相談等の支援を受けることができるようにすることが重要。
- 「孤独・孤立に悩む人を誰一人として取り残さない社会」を目指して、孤独・孤立で悩んでいる方々へ必要な支援が行き届くよう取り組む。

- 「孤独・孤立対策強化月間」(5月)における集中的な広報

- ウェブサイトにおける周知による啓発



- 多言語対応



- 相談の心理的ハードルを下げる取組 (オンラインや匿名での相談を可能とする、制度活用は権利であることを周知する等)



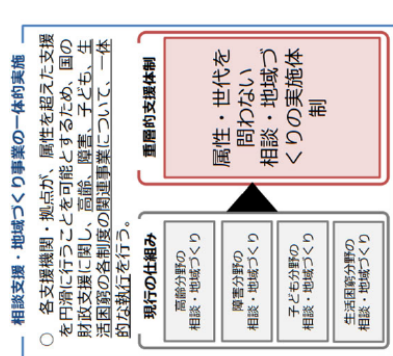
- 電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談など多様な相談支援体制の整備



- ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制



- 制度申請の簡易化やオンライン化、マイナポータルとの連携 自動ツールの導入等



- 各種相談支援制度の連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備

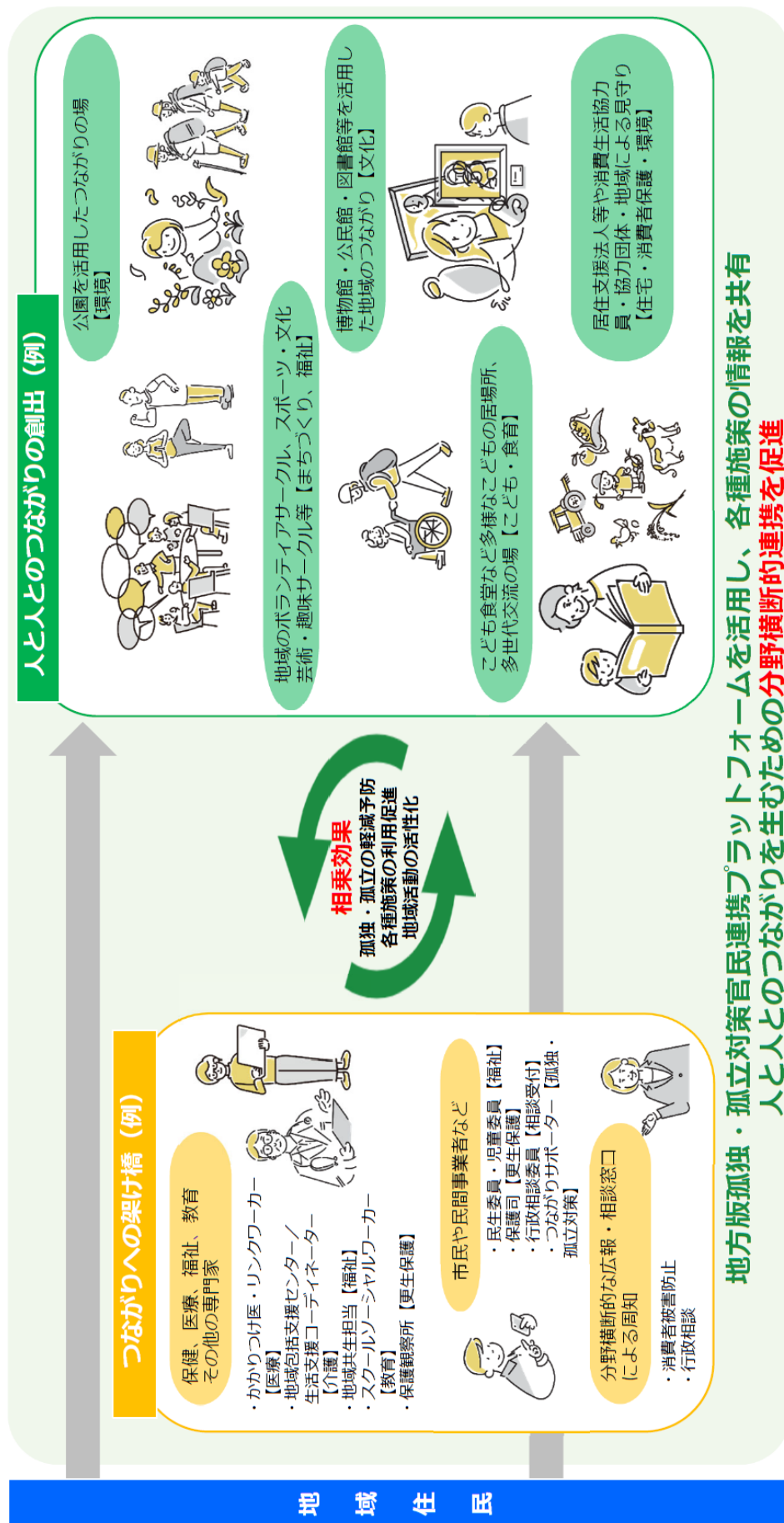


孤独・孤立は誰にでも起こりうる身近な問題であるという社会認識の醸成
声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

相談支援体制の整備、発信
相談しやすい環境整備

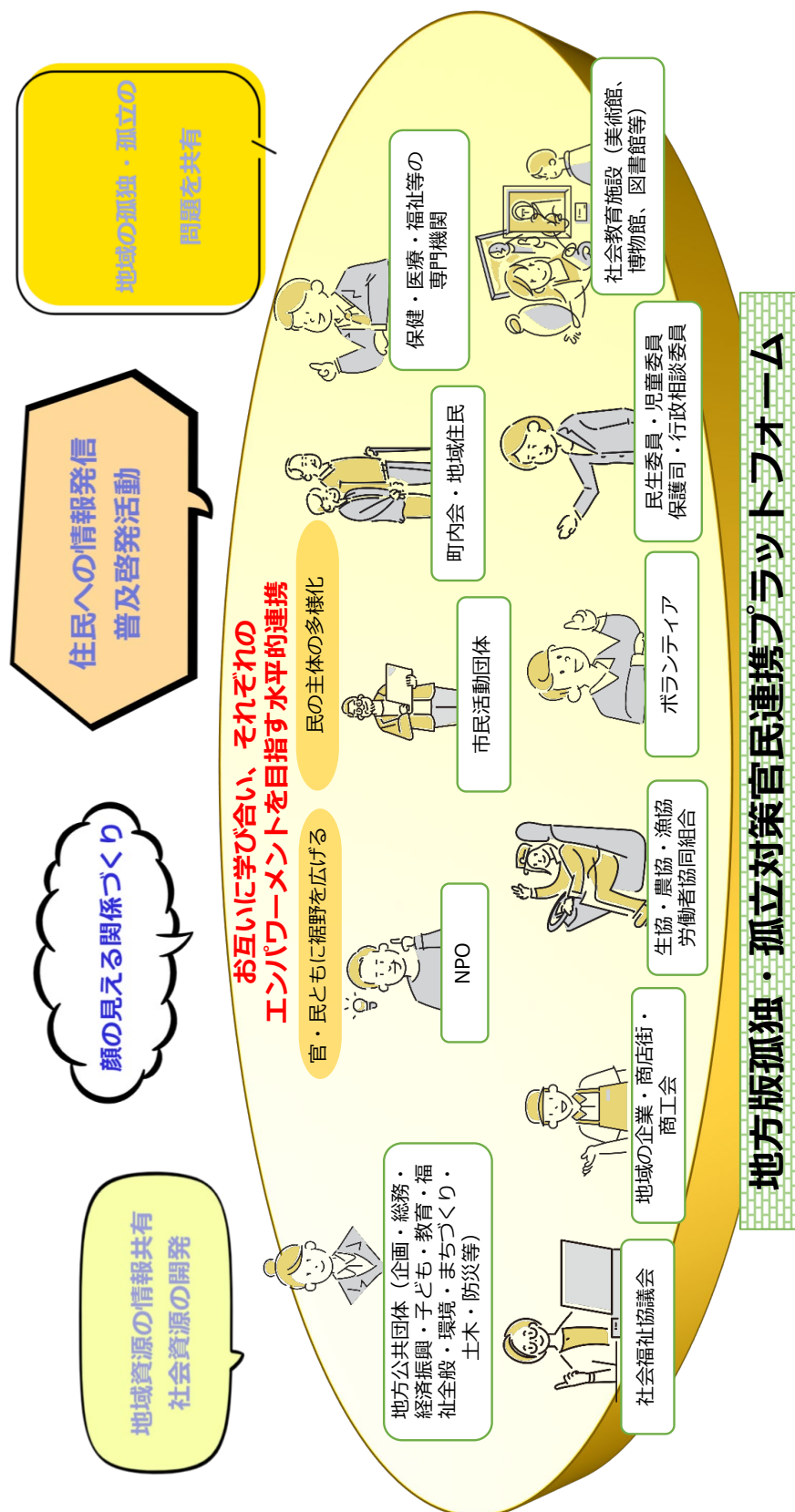
孤独・孤立対策の取組（イメージ）② 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

- 人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。
- 孤独・孤立対策が各地域で分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を高めうることを認識しながら、地域における人と人とのつながりを作る施策が当事者等へ円滑に届けられる環境を整備する。



孤独・孤立対策の取組（イメージ）③ 官民連携の基盤整備

- 孤独・孤立の問題に対して、行政のみや、支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・NPO等の取組の連携強化が必要。このため、全国的なプラットフォームの活動に加え、地方公共団体においても、官・民・NPO等の関係者の連携・協働を促進する場として官民連携プラットフォームを設置することを推進。
- 官民問わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指す。



(別紙2) 孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組

1. 関係予算による各種施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組む幅広い分野のNPO等を対象とした緊急支援策を、関係府省庁と連携して取りまとめた。具体的には、①生活支援等・自殺防止対策、②フードバンク支援・こども食堂等への食材提供に係る補助、③こどもの居場所づくり、④女性に寄り添った相談支援、⑤住まいの支援に取り組むNPO等への支援を行う内容となっている。
また、同年3月には、緊急支援策に盛り込まれた、女性の相談支援、こどもの居場所づくり事業を活用した「生理の貧困」への対応を公表した。
- 令和4年度予算及び令和3年度補正予算において、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して安定的・継続的に支援を行うこととした。
- 令和4年4月には、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等の支援を目的として、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援の拡充等を行うこととした。
また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制(孤独・孤立相談ダイヤル)の推進、孤独・孤立対策ホームページの充実・強化を行うこととした。
- 令和4年10月には、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策により、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援策に加え、地域における孤独・孤立対策のモデル構築、孤独・孤立相談ダイヤルの試行、声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化を行うこととした。
- 令和5年度予算及び令和4年度補正予算において、孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して引き続き支援を行うとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援モデル等の構築を新たに実施した。
- 令和5年11月には、デフレ完全脱却のための総合経済対策により、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の取組の普及、国民意識の向上に向けた「孤独・孤立対策強化月間」における普及啓発活動の強化等を行うこととした。
- 令和6年度予算において、「孤独・孤立対策推進交付金」(都道府県向け)を新たに設け、令和5年度補正予算とともに、地方における官民連携体制の構築やNPO等の運営力向上等に向けた支援を実施することとした。
- 令和7年度予算及び令和6年度補正予算において、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」により、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援(都道府県に加え市区町村にまで対象を拡充)するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援するほか、就職氷河期世代を含む中高年

層については、地方公共団体が個々人の状況に合わせて行う支援を後押しすることとしている。

2. 孤独・孤立に関するフォーラムの開催

- 令和3年2月には、「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を内閣総理大臣主催で開催した。NPO等の10名の方々にご参加いただき、新型コロナウイルス感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開することが大切であることや、悩んでいる方に向けて、様々な支援策があり、悩みを相談してほしいことなどをメッセージとして発出した。
- 令和3年6月から11月にかけて、孤独・孤立に関する現場において実際に支援活動に取り組んでいるNPO等の方々から直接ご意見を聞き、政策立案に活かすことを目的とした「孤独・孤立に関するフォーラム」を計10回開催（うち3回は地方で開催）した。

3. 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

- 令和3年9月には、全国的にNPO等支援を行う中間支援組織、分野ごとの全国団体等15団体が集まり、プラットフォームの検討を始めるための第1回準備会合を開催した。その後、2回の準備会合を開催して規約案等のプラットフォームの体制について議論し、令和4年2月に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立した。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、孤独・孤立に係る課題等についてテーマごとに分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論している。現在、①「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方、②きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国・地方）・民間・NPO等の役割の在り方、③相談支援に係る実務的な相互連携の在り方について議論する分科会1～3が設けられている。
分科会1の検討成果並びに分科会2及び分科会3の中間整理のポイントは、以下のとおりである。

①分科会1の検討成果（令和4年10月7日）

令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえ、3つの視点から、課題と対応策を検討した。

（制度を知らない層）

- ・ 当事者等に必要な情報が届くようにする必要がある、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・ 「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。孤独・孤立対策強化月間・週間等を設定する。等

（制度は知っているが相談できない層）

- ・ 支援を受ける手続等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
- ・ 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続の負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。等

(相談者(相談を受ける人)になりうる層)

- ・ 社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
- ・ 身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として、同養成講座のような仕組みを設ける。
- ・ 既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行う。等

(その他)

- ・ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築を図り、全国への普及を進める。等

②分科会2の中間整理(令和4年11月9日)

- ・ 孤独・孤立対策においては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず、「日常生活環境における対応」が、予防や早期対応の観点からも重要。
この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・ 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

③分科会3の中間整理(令和5年3月16日)

- ・ 孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化していること等を踏まえ、相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進する。関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。
- ・ 分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受け付けるワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制を整備する。
- ・ これらの視点を踏まえ実施した試行事業(#9999を統一番号とする試行事業)の成果や課題(周知、相談体制強化、人材育成・確保、若年層への対応等)を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備していくことが必要。その際、相談データや相談内容の更なる分析を行い、相談者像を踏まえた仕組みとすることが重要。
- ・ 中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、#9999から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応しにくい時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討していくことが望ましい。

4. 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

- 長引くコロナ禍や物価高騰等により高まる支援ニーズに対応するため、実情の異なるいくつかの地域におけるプラットフォームの整備を国が後押しすることで、連携強化を迅速に実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発し、連携基盤の全国への波及を進めることとしている。

令和4年度は、都道府県・政令指定都市12団体、政令指定都市を除く市区町村17団体の合計29団体が、令和5年度は、都道府県・政令指定都市5団体、政令指定都市を除く市区町村10団体の合計15団体が、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進に取り組んだ。また、令和6年度は、孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）を都道府県18団体に対して交付したほか、政令指定都市3団体、政令指定都市を除く市区町村11団体の合計14団体が地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進に取り組んだ。

5. 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

- 相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、NPO等関係団体が連携し、関係府省庁、電気通信事業者、地方公共団体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」や相談と支援をつなぐ連携の強化の試行を行っている。

この取組は、悩みを抱える相談者が「#9999」に電話し、音声ガイダンスにより分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげ、必要な場合に地域の支援団体へ連絡する仕組みとしている。これまで、令和4年7月7日～14日、8月30日～9月6日、12月1日、12月28日～令和5年1月4日、12月15日～令和6年1月4日、5月2日～7日、12月25日～令和7年1月4日、5月2日～7日に試行を実施した。令和6年12月以降の実施においては、電話相談、メール相談に加えチャット相談も試行的に実施している。

6. 情報発信の充実

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するウェブサイト「あなたはひとりじゃない」を作成し、チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内している。18歳以下向けのホームページを令和3年8月に先行公開した後、一般向けのホームページを同年11月に公開した。
- 令和4年2月～6月には、「あなたはひとりじゃない～声をあげよう、声をかけよう」キャンペーンを開催した。「孤独・孤立は誰にでも起こり得ることであり、それについて話してもいい」という認識を広げ、声を上げやすい環境とともに、周囲の方々も声をかけ、受け止めることのできる社会認識を醸成するため、「ひとりじゃないカフェ」（孤独・孤立対策担当大臣がゲストを迎え、孤独の体験について語り合うオンライン番組）など、様々なイベント等を行った。
- ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」について、令和5年3月より、外国語（10言語）のページを公開するほか、同年5月より、マイナポータル「ぴったりサービス」との連携により、チャットボットの利用結果からお住まいの市区町村の支

援制度の手続情報への接続を開始。さらに携帯電話事業者と連携して、携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内において、「あなたはひとりじゃない」を紹介する、プッシュ型での情報発信の取組を開始した。

- 令和5年8月中旬以降、「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンを実施した。孤独・孤立は誰にでも起こり得ることであり、国民に身近な問題であるという社会認識を醸成することを目的としたメッセージ動画や、孤独・孤立対策担当大臣と孤独・孤立対策に資する取組を行っている民間企業の担当者との座談会動画を配信した。
- 令和6年5月には、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果を踏まえ決定した「孤独・孤立対策強化月間」を初めて本格実施した。社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の気運を高めていくことを目的に、広報ポスター等を用いた周知活動をはじめとした様々な取組を全国の地方公共団体や関係団体と連携して展開した。また、強化月間特設ウェブページを開設し、孤独・孤立の問題に関する情報や関係団体の取組をウェブページ内で集約して発信するとともに、問題の啓発や対策の推進に資する内容の各種イベントを特設オンライン空間上で開催した。さらに、新生活や長期休暇による心身のストレスなど、悩みを抱えやすい時期であることから、悩みを抱える方に向けた相談窓口を特設オンライン空間上に試行的に設置した。令和7年5月の「孤独・孤立対策強化月間」では、令和6年の取組を継続実施することに加え、つながりサポーター養成講座の普及に向けた広報動画の作成・発信など、取組を強化した。

7. つながりサポーターの養成に向けた取組

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」の検討成果を踏まえ、孤独・孤立の理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題について知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートすることのできる人材、「つながりサポーター」の養成に向けた取組を進めている。

令和5年度においては、「つながりサポーター」の養成に必要なカリキュラム等の検討を行い、地方公共団体や企業、専門学校を含む、全国5か所においてつながりサポーター養成講座の試行実施を行った。

また、令和6年度においては、地方公共団体や企業、NPOを含む全国24か所での養成講座を実施したほか、こども向けテキストの検討を進めるとともに、「孤独・孤立対策強化月間」の特設オンライン空間において、つながりサポーター養成講座を実施した。

令和7年度の「孤独・孤立対策強化月間」においては、上記6.に記載のとおり、つながりサポーターの普及に向けた取組を強化した。

8. 海外との連携・国際的理解の増進

- 令和3年6月の日英の孤独担当大臣会合の開催及び共同メッセージの公表、同年7月の孤独・孤立対策担当大臣と欧州委員会副委員長との会談及び共同発表、令和4年6月の「孤独・孤立対策に関する駐日大使会合」の開催など、孤独・孤立対策に関する海外との情報共有や国際的理解の増進等のための取組を行った。

- 令和5年6月にドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年大臣との孤独・孤立対策に関する会談を開催し、「孤独・孤立に関する日・独共同発表」を公表した。当該共同発表に基づき、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省、内閣官房孤独・孤立対策担当室、ベルリン日独センターの共催で日独オンライン・シンポジウム「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践—ドイツと日本の視点」を開催し、両国の政策、取組、調査結果を共有した。
- WHO（世界保健機関）は令和6年より「社会的つながりに関する委員会（WHO Commission on Social Connection）」を発足させ、孤独と社会的孤立の問題を重大な公衆衛生課題として位置付け、解決策の規模を拡大するために必要な資源を動員する3年間の取組を行うこととしている。日本の孤独・孤立対策担当大臣もハイレベル委員会の設立メンバーの1人として参画している。発足以降、数回にわたりハイレベル会合が開催されており、報告書の取りまとめに向けた検討が進められている。また、令和6年8月には、同委員会の共同議長を務める米国医務総監が来日し、孤独・孤立対策担当大臣や関係国会議員と意見交換したほか、孤独・孤立対策に取り組む現場を視察するなど委員レベルでの連携も強めているところである。

9. 孤独・孤立の実態把握

- 令和3年12月から、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査として、「人々のつながりに関する基礎調査」を実施している。最新の調査は令和6年12月に実施し、令和7年4月に調査結果を公表した。
- 最新の調査結果によると、直接質問で、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」と回答した割合は15.4%、「たまにある」と回答した割合は19.6%であり、約4割の人に孤独感があることがうかがえた。また、間接質問（孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA 孤独感尺度」に基づく質問）では、孤独感スコア（最低点3点～最高点12点）で見ると、10～12点の人の割合は6.5%、7～9点の人の割合は39.2%、4～6点の人の割合は38.0%、3点の人の割合は14.2%となっている。年齢階級別で見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人や孤独感スコアが10～12点の人の割合は、いずれも20歳代～30歳代で高くなっている。
孤立については、社会的交流（家族・友人等との交流）、社会参加（PTA活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）、社会的サポート（頼れる人の有無、相談相手の有無）の状況から社会的孤立の状況を把握した。例えば、社会的交流については「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が9.3%であり、社会参加については「特に参加していない」人の割合が50.6%であった。
- 令和3年、4年及び5年の孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果についての有識者による考察⁴⁶の主な内容は以下のとおりであった。

⁴⁶ 令和7年3月4日「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（第2回）」資料2-1「人々のつながりに関する基礎調査—令和3年～令和5年—過去3年分のデータ分析結果のポイント」（石田光規孤独・孤立の実態把握に関する研究会座長）による。

- ・ 3年間を見ると、孤独感については、孤独を感じる人がわずかに増えており、孤立者については、一貫した傾向は見られないこと。
- ・ 孤独感が「時々ある」まで含めると2割程度の人が孤独を感じており、1割程度の人が相談相手がおらず孤立していること。
- ・ 高齢層よりも若年層、中年層の孤独感が高い。また、孤立者は、孤独感が高い人と同様に、中年層に多いことなど、調査結果は若年層のみならず、現役世代である中年層にも支援が必要であることを示していること。
- ・ 男性、未婚者、離別者、健康状態の悪い人、世帯収入の低い人に孤独感が高い人や孤立者が多いこと。
- ・ 高い孤独感を抱きつつ不安や悩みを抱える人の65%～70%は支援が必要なのに受けられていない可能性がある。当事者は支援を必要としているのに受けられない、相談に対する根強い不信をもっている可能性が高く、こういった方々を適切に支援に結びつけることにより支援の循環を生み出すことが必要であること。
- ・ 孤独感を抱く人は、悩みや不安があっても我慢をする傾向が見られ、孤独感の高い人と早期につながる仕組みの構築が求められること。

○ また、有識者ワーキング・グループによる孤立死者数の推計を令和7年4月に公表した。

○ その他、こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）や在留外国人に対する基礎調査（令和6年度）など、各調査の対象者ごとに孤独感を測定する設問を設けている調査がある⁴⁷。

10. 孤独・孤立対策推進法

○ 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することを目的とした、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基盤となる法案について、令和5年2月に「孤独・孤立対策に関する有識者会議」において議論された。その後、第211回通常国会に孤独・孤立対策推進法案が提出された。国会審議を経て令和5年5月31日成立、6月7日に公布され、令和6年4月1日より施行された。

11. 孤独・孤立対策の重点計画

○ 令和3年12月、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等を記載した「孤独・孤立対策の重点計画」（法施行前の重点計画）を策定した。当該重点計画は、「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における意見聴取等を経て策定し、同月に孤独・孤立対策推進会議で決定した。

⁴⁷ ・ こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）では、こども・若者の孤独感を直接質問及び間接質問により測定している。10歳～14歳を対象にした調査では、直接質問においては、孤独感が「しばしばある・いつもある」2.9%、「時々ある」5.9%、「たまにある」14.7%、「ほとんどない」31.3%、「まったくない」44.2%、間接質問においては、孤独感が「いつもある」3.2%、「時々ある」19.4%、「ほとんどない」36.8%、「まったくない」40.2%との結果であった。

・ 在留外国人に対する基礎調査（令和6年度）では、在留外国人の孤独感を直接質問により測定している。孤独感が「しばしばある・常にある」7.3%、「時々ある」24.7%、「たまにある」24.9%、「ほとんどない」20.2%、「まったくない」22.9%との結果であった。

- 令和４年１０月以降「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」において当該重点計画の改定に向けた議論及び地方公共団体ヒアリングを実施し、同年１２月に孤独・孤立対策推進会議で議論の上、当該重点計画を改定した。
- 令和５年１０月から令和６年１月まで「孤独・孤立対策に関する有識者会議」において、推進法に基づく重点計画に盛り込むべき事項等について議論の上、令和６年６月に開催した孤独・孤立対策推進本部において、推進法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」を策定した。
- 令和７年１月から同年４月まで「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」において、重点計画に関する主な論点について議論の上、同年５月に改定に向けた意見が取りまとめられた。

12. 安心・つながりプロジェクトチーム

- 今後、我が国において、単身世帯や単身高齢世帯の更なる増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される中、現役世代も含めた単身高齢者等の安心・つながりづくりを始めとする孤独・孤立対策の推進に向けた検討に資することを目的に、孤独・孤立対策担当大臣の下、安心・つながりプロジェクトチームを開催することとした。
- 本プロジェクトでは、中長期的視野に立ち、現役世代も含め、単身高齢者等の孤独・孤立状態の予防の観点から必要な取組について検討するため、主に現場で取組を行っているＮＰＯ、社会福祉法人、民間企業等からヒアリングを行い、令和７年夏頃の取りまとめに向けて議論を行っている。